

資料 1

令和 5 年 6 月 16 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
独立行政法人日本学生支援機構が設置する兵庫国際交流会館の
管理・運営等業務の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事項	内容
実施行政機関等	独立行政法人日本学生支援機構
事業概要	兵庫国際交流会館の管理・運営等業務（入居者受入れ・管理・厚生補導業務、会計業務、施設管理業務、涉外業務）
実施期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
受託事業者	学生情報センター共同企業体
契約金額（税抜）	100,623,600 円（単年度当たり：50,311,800 円）
入札の状況	3 者応札（説明会参加＝4 者、仕様書取得者数＝5 者 ／予定価格内＝1 者）
事業の目的	当該施設は、国際交流の拠点として、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他の学生生活を支援するとともに、様々な交流事業の実施によって、居住者相互や外部の学生等（地域住民やボランティアなど）との交流を促進することを目的として設置された。 この設置目的を十分理解した上で、民間事業者の創意工夫を發揮して、外国人留学生の生活支援等を行うとともに、施設の警備、清掃等の保守管理の効率的、効果的な運営等を実施する。
選定の経緯	競争性の確保について、2 者による応札があったものの、そのうち 1 者は、予定価格を大幅に超過しており競争性に課題が認められたことから、令和 3 年 7 月閣議決定の基本方針において選定。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

独立行政法人日本学生支援機構から提出された令和4年4月から令和5年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	1. 施設の有効活用 施設の有効利用の観点から、平成28年度、29年度及び30年4月から7月までの平均入居率89.0%（毎月10日現在の入居率の平均）以上の入居率を達成するよう実施すること。	適 令和4年度入居率：87.4%（※）
	2. 入居者の所属大学等 毎年度、新規に外国人留学生入居者の所属大学等を増加させる積極的な取り組みを行い、新規所属大学等を増加させること。 新規所属大学等は、令和元年4月1日から令和4年3月31日までに外国人留学生入居者が在籍していない機関とし、会館の入居対象者が所属する機関として、対象は大学及び大学院、研究機関、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）とする。	適 令和4年度新規所属大学等：4校 ⇒達成 (令和3年度 2校)
	※施設の有効活用における確保されるべき水準については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入国制限や留学の延期等による留学生の減少による入居率の未達成について考慮する必要がある。	

民間事業者からの改善提案	<p>以下のとおり、創意工夫に基づく提案により、良質なサービスが実現されているなど評価できる。</p> <p>1. 入居者の募集</p> <p>原則として毎月2回の申請締切を設定し、締切から約1か月後を入居開始日と設定していたが、臨時募集を通年実施するとともに、在館生や元在館生への友人、知人に紹介依頼、事業実施者が運営している大学の学生寮の退寮者に対する入居募集案内等を実施した。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>国や自治体の対策に従った新型コロナウイルスの蔓延防止を実施するとともに、入居者への手洗いうがいの重要性の説明、マスクの着用推進、入居者や業務従事者の毎日の体温計測を慣行し、陽性者発生時は他の入居者との隔離、消毒の実施等、機構や大学等と連携して行うこと等の方策を徹底し、入居者の不安を取り除くよう努力した。</p> <p>3. 研修室の利用</p> <p>時差のある海外の研究課題等に関するミーティングや、講演会にリモート参加する学生が増え、音声による応答が必要な場合があり、自室では隣人に迷惑をかけることになるため、入居者に限り、研修室の利用時間を延長した。</p>
--------------	---

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較して26.4%（年平均1,051万円）増加しているが、管理等業務や清掃業務などにおいて業務を追加しているとともに、市場化テスト前と比べ、労働賃金が上昇している点を考慮すると、一定の効果があったものと評価できる。

以上のことから、追加業務経費額及び、労働賃金上昇率を控除して、従来経費と実施経費を比較すると下記のとおり、5.4%（年平均215万円）の削減を達成している。

従来経費	39,799,920円
実施経費	37,651,788円（※43,299,556円÷1.15=37,651,788円）
増減額	2,148,132円 減額
増減率	5.4% 減

（※43,299,556円は、追加業務控除後の実施経費の総額である。）

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、監理委員会からの指摘を受け、業務内容を精査し、・業務従事者に言語能力を有する者を配置することを求める要件を緩和した。
----	--

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和4年度は、全体として目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案については、入居者募集の見直し、新型コロナ対策、研修室の利用時間の延長等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、5.4%の削減が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

また、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。

なお、今後は、日本学生支援機構に設置している外部有識者で構成する委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(6) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定) II. 1. (1) の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当である。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、日本学生支援機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

令和5年5月11日
独立行政法人日本学生支援機構

民間競争入札実施事業
「兵庫国際交流会館管理・運営等業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	独立行政法人日本学生支援機構が設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務（入居者受入れ・管理・厚生補導業務、会計業務、施設管理業務、涉外業務）
実施期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間
受託事業者	学生情報センター共同企業体
契約金額（税抜）	100,623,600円 (単年度当たり：50,311,800円)
入札の状況	3者応札（仕様書取得者数＝5者／予定価内1者）
事業の目的	<p>当該施設は、国際交流の拠点として、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他の学生生活を支援するとともに、様々な交流事業の実施によって、居住者相互や外部の学生等（地域住民やボランティアなど）との交流を促進することを目的として設置された。</p> <p>この設置目的を十分理解した上で、民間事業者の創意工夫を發揮して、外国人留学生の生活支援等を行うとともに、施設の警備、清掃等の保守管理の効率的、効果的な運営等を実施する。</p>
選定の経緯	<p>平成26年度公共サービス改革基本方針（平成26年7月11日閣議決定）において、「今後の国の政策等を踏まえ、国際交流会館の運営方針及びサービス内容等について検討する必要があることから、その検討結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札の導入時期について検討し、平成29年度末までに結論を得る。」とされ、平成30年度公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定）別表において、平成31年4月から平成34年3月までの事業期間として選定された。</p> <p>その後、官民競争入札等監理委員会（令和3年6月10日）による書面審議の結果、引き続き民間競争入札を実施するとされ、令和3年度公共サービス改革基本方針（令和3年7月9日閣議決定）別表において、令和4年4月から令和6年3月までの事業期間として選定された。</p>

II 確保すべき管理・運営業務の水準の状況及び評価

1. 事業の質に対する評価

評価事項	測定指標	状況及び評価
施設の有効活用	施設の有効利用の観点から、平成 28 年度、29 年度及び 30 年 4 月から 7 月までの平均入居率 89.0%（毎月 10 日現在の入居率の平均）以上の入居率を達成するよう実施すること。	令和 4 年度入居率：87.4% ⇒概ね達成
入居者の所属大学等	毎年度、新規に外国人留学生入居者の所属大学等を増加させる積極的な取り組みを行うこと。 新規所属大学等は、令和元年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに外国人留学生入居者が在籍していない機関とし、会館の入居対象者が所属する機関として、対象は大学及び大学院、研究機関、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）とする。	令和 4 年度新規所属大学等：4 校 ⇒達成 (令和 3 年度 2 校)

(1) 入居率の確保

① 実施状況

令和 4 年度においては、国からの要請により、ウクライナ避難民への住居の提供を目的とし、4 月から 15 室（単身用 10 室、夫婦用 5 室）を確保した。10 月からは後期入学者等の入居申請の増加が見込まれたことから、ウクライナ避難民用に確保した単身 10 室のうち 5 室を外国人留学生用に変更した。

このことを踏まえ、4 月から 9 月は単身用を 157 室から 147 室、夫婦用を 38 室から 33 室の計 180 室、10 月から翌年 3 月は単身用を 152 室、夫婦用を 33 室の計 185 室を居室数として、入居率を算出した。

入居状況

平成 28 年 4 月～平成 30 年 7 月	令和 4 年度
89.0%	87.4%

月別入居状況

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
R04 年度	入居数 (人)	138	153	158	155	152	154
	入居率 (%)	76.7	85.0	87.8	86.1	84.4	85.6
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R04 年度	入居数 (人)	171	172	168	164	167	163
	入居率 (%)	92.4	93.0	90.8	88.6	90.3	88.1
						平均	
		160	87.4				

②神戸大学及び神戸情報大学院大学における留学生数の推移

兵庫国際交流会館の入居者は、神戸大学及び神戸情報大学院大学に在籍する外国人留学生が、令和4年度、市場化テスト前（平成28～30年度）とも入居者の6割を超えており、入居率に大きな影響を与えている。

この2大学の令和4年度の外国人留学生数は1,263名（※1）となっており、市場化テスト前（平成28年度から平成30年度）の年平均1,337名（※1）と比較すると、74名（5.5%）の減少となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限や留学時期の延期等の状況を考慮する必要がある。

※1…各年度5月1日現在の留学生数

③入居者確保のための取組

新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限や留学時期の延期等の状況を踏まえ、令和4年度は通常募集に加え、臨時募集を追加して通年実施するとともに、新たな入居者確保の取組として以下の取組を並行して行い、募集案内、紹介依頼、情報拡散依頼を実施した。

- ・大学等に対する定期的な入居募集の案内
- ・在館生、及び元在館生への友人、知人の紹介依頼
- ・大学の学生寮退寮者に対する入居募集の案内
- ・入居希望者への居室等の視察などの曜日、時間帯の拡充

令和5年度以降も上記の取組をさらに徹底し、可能な限り入居希望者のニーズに応え、入居率の達成に向けて事業を行う予定である。

④評価

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響による留学生の減少、新たな入居者確保のための多様な取り組みの実施状況を踏まえると、概ね達成したと評価できる。

（2）入居者の所属大学等

①実施状況

外国人留学生の入居者がない新規所属大学等に対する積極的な取組として、入居者が所属しない43大学等に対して募集案内を実施したほか、「（1）入居率の確保」に記載した臨時募集等の取組を実施した。

この結果、新規所属大学等数は以下のとおりとなった。

【新規所属大学等数】

平成28年4月～平成30年7月	令和4年度
年間平均1校	4校

②評価

上記の取組を行った結果として、令和4年度に新規所属大学等数が4校増加したことは評価できる。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

①実施状況

- ・国際交流会館の入居募集においては、原則として毎月2回の申請締切を設定し、締切から約1か月後を入居開始日と設定しているが、大学等への進学や民間住宅契約終了のタイミングにより、速やかに入居を希望する学生が多いことに着目し、前頁参照の臨時募集を通年実施することに加え、在館生や元在館生への友人、知人に紹介依頼、事業実施者が運営している大学の学生寮の退寮者に対する入居募集案内等を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、国や自治体の対策に従った新型コロナウイルスの蔓延防止を実施するとともに、入居者への手洗いうがいの重要性の説明、マスクの着用推進、入居者や業務従事者の毎日の体温計測を慣行し、陽性者発生時は他の入居者との隔離、消毒の実施等、機構や大学等と連携して行うこと等の方策を徹底し、入居者の不安を取り除くよう努力した。
- ・時差のある海外の研究課題等に関するミーティングや、講演会にリモート参加する学生が増え、音声による応答が必要な場合があり、自室では隣人に迷惑をかけることになるため、入居者に限り、研修室の利用について9時から22時までのところ、9時から24時までに利用時間を延長した。

②評価

- ・臨時募集、在館生等への友人、知人の紹介依頼、事業実施者が運営している大学の学生寮の退寮者に対する入居募集案内等の取組を行った結果として、令和4年度に新規所属大学等数が4校増加したことは評価できる。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、体調不良者には会館に常備してある医療用抗原検査キットで検査し、陽性者が発生した場合において、可能な限り宿泊療養施設へ移送するなど、施設内に感染が拡大しないよう迅速な対応を行ったことは評価できる。
- ・入居者が海外とリモートでミーティング等を行うことを考慮し、研修室の使用時間を延長したことは、入居者の利便性を高めたとして評価できる。

2. 実施経費についての評価

項目	金額等 (税抜)
従来経費 (A)	39,799,920 円 (平成 30 年度)
実施経費 (B)	50,311,800 円
削減額 (C)=(A)-(B)	10,511,880 円増額
削減率 (C/A×100)	26.4%増

(1) 実施経費

経費の推移

(単位 : 円 (税抜))

業務	従来経費 (平成 27~30 年度 市場化テスト前 4か年平均) (A)	実施経費 (令和 4 ~ 5 年度 市場化テスト 2か年平均) (B)	削減額 (A-B)	削減率
① 管理等業務	9,360,000	11,076,000	▲1,716,000	▲18.3%
② 清掃業務	8,247,960	12,259,200	▲4,011,240	▲48.6%
③ 各種保守点検業務	6,189,960	5,414,160	775,800	12.5%
④ 警備業務	10,380,000	14,400,000	▲4,020,000	▲38.7%
⑤ その他業務	5,622,000	7,162,440	▲1,540,440	▲27.4%
合計	39,799,920	50,311,800	▲10,511,880	▲26.4%

(2) 経費削減効果

従来経費 (平成 27~30 年度市場化テスト前 4 か年平均) 39,799,920 円と、実施経費 (令和 4 ~ 5 年度市場化テスト 2 か年平均) 50,311,800 円と比較すると、10,511,880 円の増額 (26.4% 増) となっているが、市場化テスト前 (平成 27~30 年度) と比べ、以下の業務を追加している。

①追加業務の内容

○管理等業務 (入居者受入れ・管理・厚生補導業務)

- ・入居者の募集・選考及び入居許可
 - (募集／年 1 回、選考・入居許可／月 2 回、入居募集等照会対応／隨時)
- ・入居状況の管理 (入居者に係る大学等への在籍・入居資格確認調査／年 1 回、入居期間延長者の申請受付・選考・延長許可／随时)
- ・災害等発生時の入居者安否確認及び施設・設備等の状況確認の実施 (随时)
- ・国際交流拠点事業の実施及びその他事業の実施協力 (年 5 回)

○清掃業務：単身棟調理室における換気扇清掃 (年 2 回)

○警備業務：土曜、日及び祝日の夜から朝の勤務体制を 1 名から 2 名に変更

年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) の勤務体制を 1 名から 2 名に変更

②追加業務の増加割合

追加業務の増加量を換算すると以下のとおり。

業務	追加部分の業務増加量
管理等業務（入居者受入れ・管理・厚生補導業務）	0.53人/日（根拠：実施要項） ※業務委託に含めず、本機構が直接業務を行っていた際の人工。
清掃業務	単身棟2～9階調理室の換気扇清掃（2回/年）
警備業務	警備（122人日/年）

そこで、実施経費について、増額の要因である追加業務を控除した額にて、従来経費と比較した。

追加業務を控除した場合の経費の推移 (単位：円（税抜）)

業務	従来経費 (平成27～30年度 市場化テスト前) 4か年平均(A)	実施経費 (令和4～5年度 市場化テスト2か 年平均)	追加業務を 控除(B)	削減額 (A-B)	削減率
① 管理等業務	9,360,000	11,076,000	8,266,396	1,093,604	11.7%
② 清掃業務	8,247,960	12,259,200	11,859,200	▲3,611,240	▲43.8%
③ 各種保守点検業務	6,189,960	5,414,160	5,414,160	775,800	12.5%
④ 警備業務	10,380,000	14,400,000	10,597,360	▲217,360	▲2.1%
⑤ その他業務	5,622,000	7,162,440	7,162,440	▲1,540,440	▲27.4%
合計	39,799,920	50,311,800	43,299,556	▲3,499,636	▲8.8%

・管理等業務

従来経費（平成27～30年度）の配置人員：平日2名/日、土・日・祝日1名/日

実施経費（令和4～5年度）の配置人員：平日2.53名/日、土・日・祝日1.53名/日

（追加業務を控除した場合に実施経費の計算）

(a) 平日： $11,076,000 \text{円} \times 243.5 / 359.5 \text{日} \times 2 / 2.53 \text{人} = 5,930,516 \text{円}$

(b) 土・日・祝日： $11,076,000 \text{円} \times 116 / 359.5 \text{日} \times 1 / 1.53 \text{人} = 2,335,880 \text{円}$

(a) + (b) = 8,266,396円

・清掃業務

令和4年度追加業務の実施費用： $25,000 \text{円} \times 8 \text{フロア} \times 2 \text{回} = 400,000 \text{円}$

令和4年度追加業務を控除した実施経費： $12,259,200 \text{円} - 400,000 \text{円} = 11,859,200 \text{円}$

・警備業務

令和4年度建築保全業務労務単価「警備員日割基礎単価」により警備業務費を計算

(a) 土・日・祝日： $30,400 \text{円} \times 116 \text{日} = 3,526,400 \text{円}$

(b) 年末年始（12/29～1/3）： $46,040 \text{円} \times 6 \text{日} = 276,240 \text{円}$

追加業務を控除した実施経費： $14,400,000 \text{円} - 3,802,640 \text{円} ((a) + (b)) = 10,597,360 \text{円}$

③兵庫県の賃金推移を考慮

兵庫県における、市場化テスト前（平成27～30年度）の最低賃金の時間額平均は832円、令和4年度の最低賃金の時間額は960円である。

令和4年度は市場化テスト前と比べ、約1.15倍となっており、賃金の上昇率を控除した場合の実施経費を②で算出した追加業務を控除した額（B）を増加割合で除して算出し、従来経費と比較した。

項目	金額等（税抜）
従来経費（A）	39,799,920円（平成30年度）
実施経費（B'）	37,651,788円 ※ $43,299,556\text{円} \div 1.15 = 37,651,788\text{円}$
削減額（C'）=（A）-（B'）	2,148,132円減額
削減率（C' / A × 100）	5.4%減

④評価

上記の結果、追加業務を控除し、兵庫県における賃金の推移を考慮した場合の実施経費は、37,651,788円となり、従来経費39,799,920円と比較すると全体として、2,148,132円の減額（5.4%減）となったことから、実質的に減額されていると認められ、市場化テストによる一定の効果があったものと評価できる。

3. 評価委員等からの評価

- ・新型コロナウイルスの感染拡大が完全に終息する前の段階であることや、ウクライナ避難民への住居提供という予期せぬ出来事が続く中、施設の有効活用については測定指標を概ね達成し、入居者の所属大学等については測定指標を達成しているため、高く評価することができる。数値目標を達成するために取り組まれた内容も非常に効果的なものであった。
- ・入居者の新規所属大学等数については、前回と比較して4校と、大幅な増加が示された。これは様々な広報や募集案内の取り組みの成果であり、コロナ禍においてもこの様な成果を挙げた点は高く評価できる。
- ・臨時の入居募集を通年実施しつつ、在館生や元在館生を通じた紹介依頼など様々なネットワークを利用して入居募集をフレキシブルに実施したことは評価に値する。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンラインミーティングが普及したことにより、時差のある海外居住者とのリモート・ミーティングが一般的になっている。この状況を鑑みて、研修室の利用時間延長を実施したことは入居者にとって利便性を高めたものとして評価されるべきである。
- ・規則を遵守することを重視するあまり、そのことが利用者の利便性を軽視することに繋がり、利用者が離れていく現象は、多くの公共施設が引き起こしがちな問題であろう。それに反して、利用者の利便性を重視した改善策が行えることこそ、民間事業者の創意工夫であると考える。
- ・様々な国・地域からの留学生に対して、高等教育機関における質の高い教育の提供に加えて、満足できる住居環境・国際交流の場を提供することは必要不可欠であり、その意味で当国際交流会館の役割は重要である。

4. 今後の方針

本事業全体を通じた市場化テストの実施状況は以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等を行ったりすることはなかった。
- ② 独立行政法人日本学生支援機構内に設置している外部有識者で構成する委員会において、事業実施状況のチェックを受ける仕組みを確保した。
- ③ 入札においては応札要件を満たした3者の応札があり、競争性が確保されている。
- ④ 対象となる公共サービス（兵庫国際交流会館管理・運営業務）においては、受託業者の積極的な取組状況を考慮すると、確保されるべき質及び水準の目標はほぼ達成されたと認められる。
- ⑤ 上記④のとおりサービスの質を確保しつつ、追加した業務の増を控除し、さらに兵庫県の賃金推移を考慮して従来経費と比較すると、全体として実質的に経費削減効果を上げている。

以上のとおり、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の事業については、市場化テストを終了し、当機構の責任において行うこととしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会の審議を通じて厳しくにチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、評価委員会等の第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上及び、コストの削減を図る努力をしてまいりたい。